

瑞穂町地域情報化計画

平成14年2月

瑞 穂 町

- 目 次 -

第1章	はじめに	
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の視点	3
5	計画の期間	5
第2章	地域情報化に関する現状	
1	ITに関する社会・経済の動向	8
2	国・都の動向	8
3	瑞穂町の情報化の現状	9
第3章	地域情報化の基本理念と目標	
1	地域情報化の基本理念	14
2	地域情報化の目標	14
第4章	地域情報化の具体施策	
1	地域情報化の具体施策	18
第5章	情報通信基盤の整備	
1	情報通信インフラの整備・活用	28
2	地域情報化拠点の整備	29
第6章	地域情報化の推進	
1	推進体制	32
2	推進にあつたての留意事項	33
参考資料		
	情報化推進委員会設置要綱	38
	情報化推進協力員設置要領	39
	用語解説	40

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

情報通信技術（ＩＴ）の飛躍的な進歩やインターネットに代表されるデジタルネットワーク化の進行などにより、社会情勢は大きな変化に直面しています。大量の情報が高速、双方向に流れ、経済活動や人々の生活様式も大きな転換期にさしかかっています。ちょうど自動車の普及と道路の整備によるモータリゼーションが、いつのまにか私たちの暮らしを車中心の社会に変えてしまったようにＩＴが社会の仕組みを変えようとしています。

こうしたＩＴがもたらす社会的変革、いわゆる「ＩＴ革命」は自治体のあり方にも大きな影響を及ぼすものとなっています。瑞穂町でもこうした流れに的確に対応し、地域の情報化を計画的かつ総合的に進める必要があります。

平成13年3月に決定した*瑞穂町第3次長期総合計画では、情報化を推進するため地域情報化計画の策定を位置づけています。

2 計画策定の目的

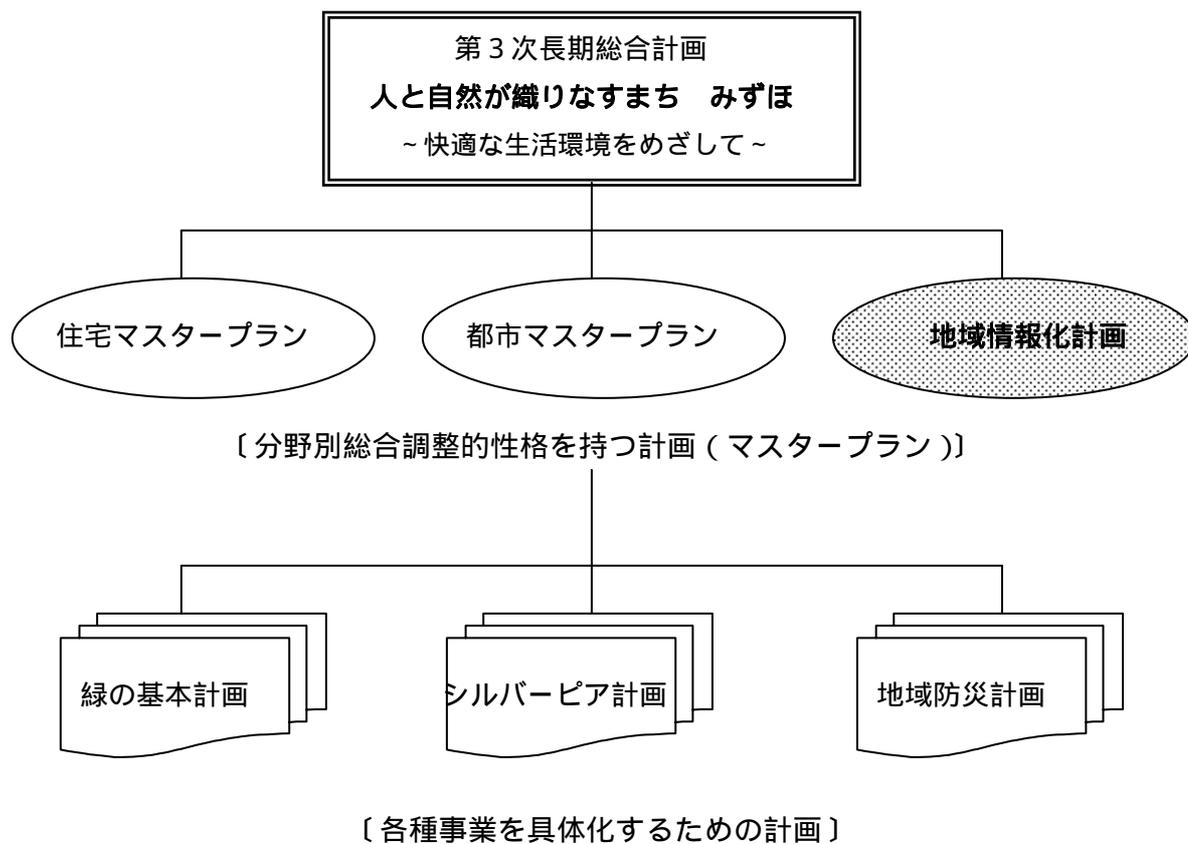
社会全体の情報化の進展には目覚ましいものがあります。この情報化の潮流の中、町はＩＴを活用し、町の地域資源である「人」「環境」「産業」を最大限に活かすことで、コミュニティのさらなる形成や地域の新たな*アイデンティティの確立が可能となります。

そのため、情報のネットワーク化やコミュニケーション環境の整備により、住民が高度な情報利用とコミュニケーションの機会を保障され、多様な活動が支援されるとともに、行政との関係では、住民参加が促進されると同時に、より住民ニーズに適合した行政サービスの提供が実現されます。

瑞穂町地域情報化計画は、町の情報化を推進するための情報通信基盤の整備、行政の情報化と地域情報サービスの高度化・迅速化、推進体制の整備などを通して、住民参加のまちづくりを実現するために必要な計画として策定します。

3 計画の位置づけ

瑞穂町地域情報化計画は、瑞穂町第3次長期総合計画に掲げた将来都市像「人と自然が織りなすまち みずほ～快適な生活環境をめざして～」を実現する上で、地域情報化の面からとらえた町の基本方針を示すとともに、地域情報化に関する具体的な実施計画を含む総合計画として位置づけます。



4 計画の視点

地域情報化を推進するうえで、ITの特性を活かしつつ、子どもからお年寄りまで、だれもが情報化の恩恵を受けることができるように配慮しなければなりません。そのため注目すべき項目を次のとおり掲げ、今後はこれらを基本的な視点に据えて、計画的に情報化を進めます。

（1）双方向性の活用

最近のメディアの特徴として、双方向性を挙げることができます。代表的なインターネットは低廉な価格で世界中と交信することが可能です。また、*CATVや*地上デジタル放送では、従来のように放送局から利用者への一方向の伝達だけでなく、利用者から放送局といった双方向の情報伝達が実現しています。移動体通信の分野でも、情報伝達が一方向のポケットベルから双方向の通信機能を持った携帯電話やPHSに利用が大きくシフトしています。

これらの通信サービスを積極的に活用することにより、住民は、情報の受け手から、発信者へと変貌しています。この双方向性を活かして、住民の町政へ

の参画を一層推進します。

(2) 情報の多重化の推進

阪神・淡路大震災では、交通網とともに情報通信網の被害が救急活動・復旧活動に大きな影響を与え、ひとつの情報通信網に依存することの危険性が広く認識される結果となりました。情報通信網の多重化は、特に防災の観点から、緊急に解決すべき課題として取り上げなければなりません。

また、住民が、日常の社会活動において様々な通信端末から多くの情報を得ることで、より正しい状況把握ができ、的確な判断を行うことが可能となります。

このように、情報通信網をはじめとして、幅広く、情報の多重化の観点から今後の対応を進めます。

(3) ネットワーク化の推進

ITの発達により、社会の様々な要素(人、グループ、組織等)が、文字どおり「網」として、結合され、情報の交流が多様に行われるようになりました。

様々な情報通信機器は、これまで独立したシステム内だけで接続が可能でしたが、これらのシステム間が容易に接続可能となり、利用範囲が飛躍的に拡大しています。世界的なコンピュータネットワークであるインターネットが、その典型的な例です。

階層型の組織では、情報の伝達が画一方向になりやすく、必要な情報の収集や活用が難しい場合が発生します。ネットワーク型組織では、一人ひとりのメンバーが自立的に活動しながら、全体と情報を交換できるため、状況の変化等に迅速に対応できる組織運営が可能となります。

住民の町政への参画や町の行政運営において、ネットワーク化の視点から対応をはかります。

(4) *パートナーシップの確立

地方分権時代において活力ある地域社会を形成するためには、全ての住民がそれぞれの能力や個性を発揮できる環境づくりと、それをまちづくりに活かす仕組みづくりが求められます。そのため、行政が保有している各種基礎データなどは、地域づくりに関わる住民活動の基礎情報として常時提供できることが重要となります。

長期総合計画や行政改革大綱では、住民との協働によるまちづくりを目標として、データの双方向性や迅速性に富むコンピュータネットワークを活用した情報提供を目指すこととしています。そのほか、男女共同参画社会推進行動計

画では、男女の性に関係なく社会的役割を果たすためのツールとして期待されています。

住民、企業、教育・研究機関、行政が、共通の情報を基礎としてパートナーシップを形成し、まちづくりを目指すことが不可欠となります。

(5) 情報*バリアフリーの実現

ITの発達は多くのメリットが生じますが、一方で、これらのメリットを受けられない人達との間に格差を生じる危険性があります。情報化の推進に関しては、このような格差のない、誰にも利用しやすい情報環境づくりが必要です。

これまで情報コミュニケーションの障壁により、社会的なハンディを負っていた人達のためにこそ、これらの高度な技術の応用を進めることで、社会全体の生産性向上もはかることができます。

すでに、国や機器メーカーなどにより、高齢者や障害者等のための情報処理機器のあり方についての指針や機器の開発等の取り組みが進められていますが、今後も高齢者や障害者を含めた、だれにも使いやすい「*ユニバーサルデザイン」による情報バリアフリーな環境を実現します。

5 計画の期間

瑞穂町地域情報化計画の計画期間は、予測を超えるITの進展速度や、国・都の電子自治体の実現計画を見据え平成13年度～平成15年度とします。

なお、今後の著しい社会経済事情や情報通信分野の変動などに配慮し、必要に応じて計画の見直しをはかるものとします。

第2章 地域情報化に関する現状

1 ITに関する社会・経済の動向

我が国のインターネット人口は急速に増加を続けており、平成12年末の15歳以上79歳以下の個人におけるインターネット利用者数は4,708万人と推計されています。既に総人口の4割以上が何らかの形でインターネットを利用していることとなり、平成17年には8,720万人まで普及すると予測されています。(平成13年度版 情報通信白書 総務省編より)

携帯電話など移動体通信を用いたコンピュータ利用、いわゆるモバイル利用の急増も注目されます。平成10年以降、iモードなど、携帯電話から直接インターネット利用を行うサービスが開始され、これまで机上のパソコンでしかアクセスできなかったインターネットに、移動中や街中など様々な場所からアクセスすることが可能となっています。

これらを利用した電子商取引などインターネットビジネス市場規模は対前年比倍増の4兆7,031億円にも達し、社会や経済の仕組みを変えようとしています。(平成13年度版 情報通信白書 総務省編より)

また、地上放送のデジタル化が進められており、平成15年までに関東・中京・近畿圏で本放送の開始が予定されています。多チャンネル化や高品質化に加え、インターネットとの連携によるデータ放送も可能となります。

このように、インターネットの普及に加え、接続端末やメディアの多様化が今後進展するものと予測されます。

2 国・都の動向

国は、IT革命を主要政策と位置づけ、電子政府の構築に向け取り組んでいます。平成11年度に策定された「*ミレニアム・プロジェクト」では、平成15年度に政府認証基盤の運用開始、15年度までに電子申請など行政手続の電子化、電子入札の一部導入などを行い、政府と民間との行政手続等をインターネットを利用し、ペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築するとしています。さらに、平成13年1月には、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)が設置されました。この法律では、世界最高水準のネットワーク形成の促進など、IT社会形成のための重点計画が明示され、その実施は、国及び地方公共団体の責務であると定められています。さらに、「*e-japan戦略」、自治省(現総務省)においては、「地域IT推進のための自治省アクションプラン」(11ページ参照)を決定し、国と地方公共団体が歩調を合わせ、一体となって情報化施策を推進することとしています。

一方、電子署名法の成立、地方自治体をネットワーク化する総合行政ネットワーク（L G W A N）、*住民基本台帳ネットワーク、税の電子申告、選挙の電子投票など、また、郵便局においては複数の行政手続き等を1ヶ所で行える*ワンストップ・サービスの実現などを目指しています。

都もITを行政改革推進と新しい行政経営モデル構築の重要な手段と位置づけ、ITを積極的かつ効果的に導入した電子都庁を構築するため、平成15年を目標とした「*電子都庁推進計画」を策定し、より質の高い都民サービスの提供や、業務プロセスの見直しに向け取り組んでいます。

町は、これらの動向を的確に捉え、連携をとって情報化を進めていきます。

3 瑞穂町の情報化の現状

(1) 行政の情報化の現状

町は、従来より住民記録・税務処理などの大型定型業務用の*汎用コンピュータによる集中処理業務を中心に*O A化を進めてきました。一方、近年のコンピュータ技術の進歩や低廉化、情報通信に関わる社会的基盤の整備により、特にインターネットは急激な進展を遂げ、国や地方公共団体はこれらの情報ネットワークを積極的に利用してより良い住民サービスを提供しようとしています。

町のIT化事業では、平成10年10月にホームページを開設し、様々な行政情報を発信してきました。平成13年3月には内容を全面的に見直し、情報提供媒体として内容の充実に取り組んでいます。

また、平成12年度には庁内*L A Nを利用した*グループウェアシステムの構築に着手し、運用を開始しています。平成14年度中には全ての職員がこのシステムを活用し、情報を共有することで、事務事業に関する意志形成やその執行の効率化・迅速化をはかることが可能となります。

今後はこのシステムをさらに発展させ、住民への行政サービスのネットワーク化を推進することが求められます。

(2) 情報通信インフラの現状

町内を網羅する情報通信インフラの整備状況は、基盤整備が進んでいる自治体と比べ遅れている現状があります。近隣自治体ではすでにC A T V網が普及し、ほぼ全域で視聴が可能です。また、C A T Vや*光ファイバーを利用したインターネット接続サービスも利用可能です。

町では一部地域（長岡地区と高根・駒形地区の一部）を除きC A T Vは未整備であり、町内の大部分のインターネット利用環境は電話回線（アナログ・

* I S D N ・ * A D S L)でのサービスを利用する以外に、今後はC A T V、さらには光ファイバーを利用した高速で安価な常時接続のインターネット、いわゆるブロードバンド(1 2 ページ参照) インターネット環境の早急な誘致・整備が望まれます。

(3) 行政情報の提供手段

現在、広報紙、オフトーク通信、ホームページなどを通じて住民に情報提供を行っています。広報紙については、昭和38年6月以来、全世帯へ行政情報が提供できる手段として発行されています。広報紙は全国的に発行されていますが、ホームページへ移行するなどの動きも出ています。

オフトーク通信については、平成6年4月より有線放送に代わる手段として近隣自治体には例を見ない電話回線を利用したユニークな情報提供システムを導入しました。このオフトーク通信は当初加入率34%でスタートし、情報の速報性や身近な話題などで注目されていましたが、デジタル社会の到来とともに時代に取り残される状況となっています。現在では加入率が逡減し、今後の運営方針を検討する段階にさしかかっています。

一方、インターネットの急激な普及により、ホームページでの情報収集の要求は高まっています。現在は広報紙の内容を主に更新していますが、今後は、行政情報に加え、民間情報等も含めた地域の*ポータルサイトをめざし、双方向性を活かしたコミュニケーション・ツールとしての活用など、内容の充実に取り組みます。

今後は、これらのメディアに加え、ITの進展がもたらす*マルチメディアの活用も検討していく必要があります。これらの実現により、住民は家庭に居ながらパソコンやテレビなどを通じていつでも地域の最新情報を得たり、情報発信することが可能となります。

- 地域 I T 推進のための自治省アクションプラン -

自治省(現総務省)は、2000年12月に、「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を踏まえ、自治省が地方公共団体を支援するためのアクションプランを策定しました。

検討項目は以下のとおりです。

1) 行政におけるオンライン化の推進

総合行政ネットワーク(LGWAN)

庁内LAN・一人1台パソコンの整備

2) 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進

地方公共団体における組織認証基盤の整備

地方公共団体における個人認証基盤の整備

個別手続きのオンライン化の推進

3) 地域における情報通信基盤の整備

4) 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

5) 消防防災分野における情報通信の高度化等

消防防災分野における情報通信基盤の整備等

消防防災分野における情報通信基盤の高度化

6) 行政分野における情報化の推進

* 統合型地理情報システムの整備促進

* デジタル・ミュージアム構想

歳入・歳出手続きの電子化、電子調達

電子機器利用による選挙システムの検討

地方公営企業の効率化・高度化の推進

7) 電子化推進のための体制づくり

地方公共団体が行う体制整備等への支援

IT基礎技能講習開催の推進

8) コンピューター・セキュリティ対策及び個人情報保護対策

- 高度通信技術「ブロードバンド」とは -

直訳すれば「広い(ブロード)帯域(バンド)」という意味。帯域とは使用する周波数帯を表し、この幅が広いほど時間あたりに送信可能なデータ量が多くなり、高速に通信できるようになります。広義では「高速インターネット接続」の意味でも使われ、ビデオ映像や音楽などのダウンロードが驚くような速さでできるようになります。

その「速さ」について、米国連邦通信委員会では「片方向が200 kbps(1秒間に200キロビット伝送)」と定めています。私たちが普段使用しているダイヤルアップ(電話回線)接続が56 kbps、速いといわれるISDNでさえ64 kbpsであることを考えても、「ブロードバンド」は従来の常識を遥かに超えるスピードといえます。

さて、ブロードバンドを実現するアクセス回線として、現在、最も普及しているのが『CATV回線』を利用したサービスです。「下り」(利用者がデータを呼び出す)で、最大10Mbpsの高速通信ができます。全局が参入すれば、かなりの世帯カバー率となりますが、CATVの場合、一つの回線から各家庭へ枝分かれするため、アクセスが集中すると回線が混雑し通信速度が混雑し通信速度が極端に落ちるという欠点があります。

一方、最近、注目されているのが『ADSL(非対称デジタル加入者線)』。これは既存の電話回線をそのまま使って「下り」のみ8Mbpsの速度を実現する技術です。(ちなみに「上り」は最大512 kbpsほど)。直接NTT局へ接続されるため利用者の多寡で通信速度が変わることはありません。収容局から離れると通信速度が落ちるといった弱点を抱えています。

もう一つが『光ファイバー』による接続です。これは技術的に速度制限がないのが特徴で、すでに東京の一部地域では100Mbpsという超高速接続が体験できるようになっています。欠点としては、古い集合住宅に付設できなかつたり、サービスエリアの拡大が遅れていることがあげられますが、ここへきて一般家庭のアクセス回線を光ファイバー化する動きも顕著になっていることからブロードバンド時代をになう“本命”といえるでしょう。

その他にも実現間近なサービスがあります。そのうちの一つ『無線インターネット』は、回線を使わないため光ファイバー付設が難しい集合住宅などにも対応できますし、また『次世代携帯電話』や『家庭用電力線(低圧配電線)』を使った実験もはじまりました。

第3章 地域情報化の基本理念 と目標

1 地域情報化の基本理念

平成13年3月に策定された瑞穂町第3次長期総合計画では、瑞穂町の地域資源である「人」と、狭山丘陵に代表される「自然」を活かしたまちづくりをすすめるとともに、だれもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適な生活環境の創出をめざした、「人と自然が織りなすまち みずほ ～快適な生活環境をめざして～」を将来像と定めています。

地域情報化についても、この将来像の実現に向け、住民参加の促進、コミュニティのさらなる形成、快適な生活環境の実現をめざして取り組みます。

2 地域情報化の目標

町はITを活用して積極的に情報公開を進め、また、コミュニケーション・ツールとして住民と行政、住民相互がITを活用し、住民の町政への参画と、住民と行政の協働によるまちづくりを一層進めます。

このため、次に掲げる3つの目標を定め、地域の情報化を計画的、総合的に推進することとします。

(1) 環境と共生するまちづくりのための情報化

子どもからお年寄りまですべての住民が瑞穂町に住み続け、快適で充実した生涯をおくることのできる基盤づくりのため、情報化を地域環境のひとつと捉え、いつでも、だれでも、どこでも、必要な情報を送受信できる環境づくりを進めます。

そのためには電子自治体の構築が急務であり、ホームページの充実や公共施設をネットワークで結ぶ情報化拠点の整備など、住民と行政のコミュニケーション・システム、またグループウェアシステムなどの行政内部のコミュニケーション・システムなど、行政情報の電子化の推進をはかります。

(2) 活力ある生活を支えるまちづくりのための情報化

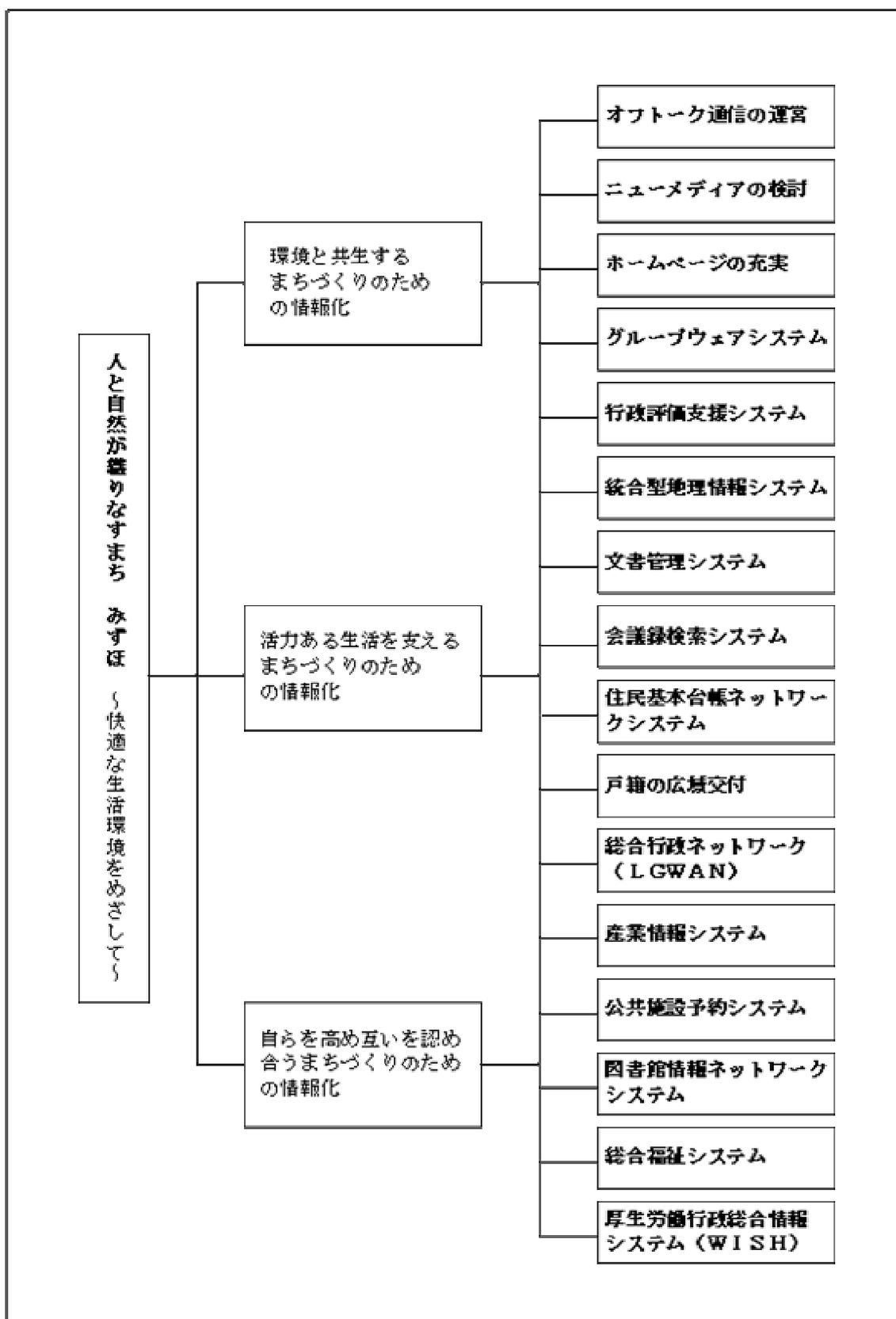
コミュニティ活動の充実や民間活力の導入を積極的に行い、住民や各種団体、企業等が活用できる環境づくりのため、インターネットなどを利用した町内ネットワークの構築を進めます。また、地域の産業情報や消費者情報の住民(消費者)への提供や、企業間の情報交換活動を支援するシステムなどを構築し、町の活性化をはかります。

(3) 自らを高め互いを認め合うまちづくりのための情報化

住民一人ひとりが、自らの能力や資質を最大限に発揮し、自己実現をはかることができ、個性を尊重した人づくりを進めるため、図書館の蔵書や生涯学習情報などインターネットや公共施設の開放端末機から検索・予約申込みできるシステムや、安心して子どもを産み育てられる環境や高齢化の動向を踏まえた、だれもがいきいきとした生活をおくることのできる環境づくりのため、総合福祉システムなどの構築を進めます。

第4章 地域情報化の具体施策

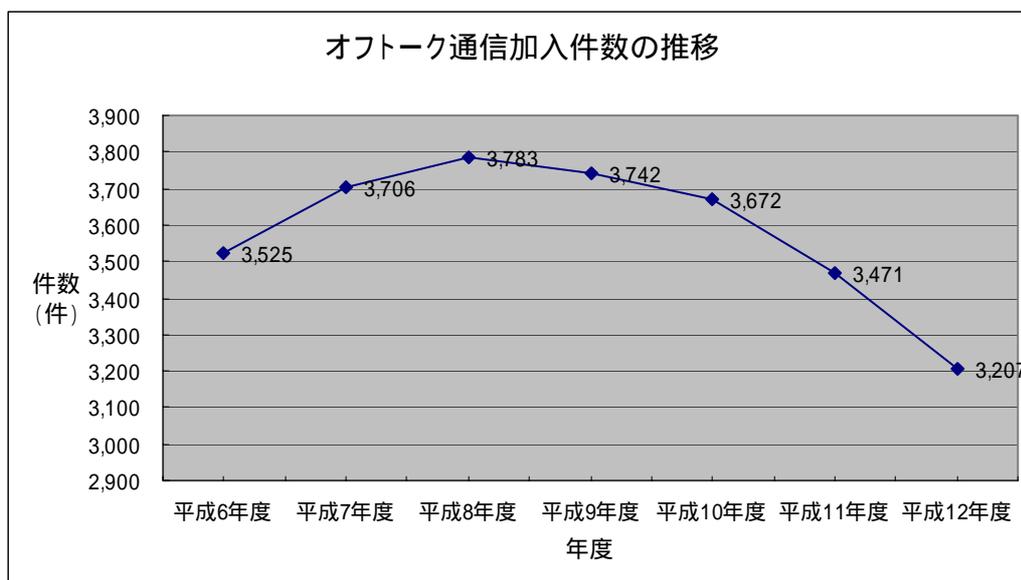
1 地域情報化の具体施策



(1) オフトーク通信の運営

オフトーク通信は、平成6年4月より有線放送にかわり、近隣自治体には例を見ない電話回線を利用したユニークな情報提供システムとして導入しました。行政情報や身近な話題などを発信し、情報の速報性などで注目を集め、機器の操作が簡単なため、特に高齢者などに好評を得ています。しかし、インターネットの普及によるデジタル回線利用者が増加し、アナログ回線を利用するオフトーク通信機器の接続が困難となり、加入者は年々減少しています。今後住民への情報提供手段としてどのように運営していくか十分検討し、方針を見出す必要があります。

方針を決定するには、検討委員会を早期に立ち上げ、住民(利用者)全般にわたる生活様式の多様化を考慮し、さらに利用者の十分な理解を得ることが不可欠です。



計画推進スケジュール

推進事項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・検討委員会による方針決定		←→	
・方針決定に基づく事業の展開			←→

(2) ニューメディアの検討

オフトーク通信の運営方針によっては、ニューメディアを検討する必要があります。費用対効果、情報の伝達効率等を踏まえ、行政情報を提供する新たなメディア利用を検討し、検討委員会で決定します。

計画推進スケジュール

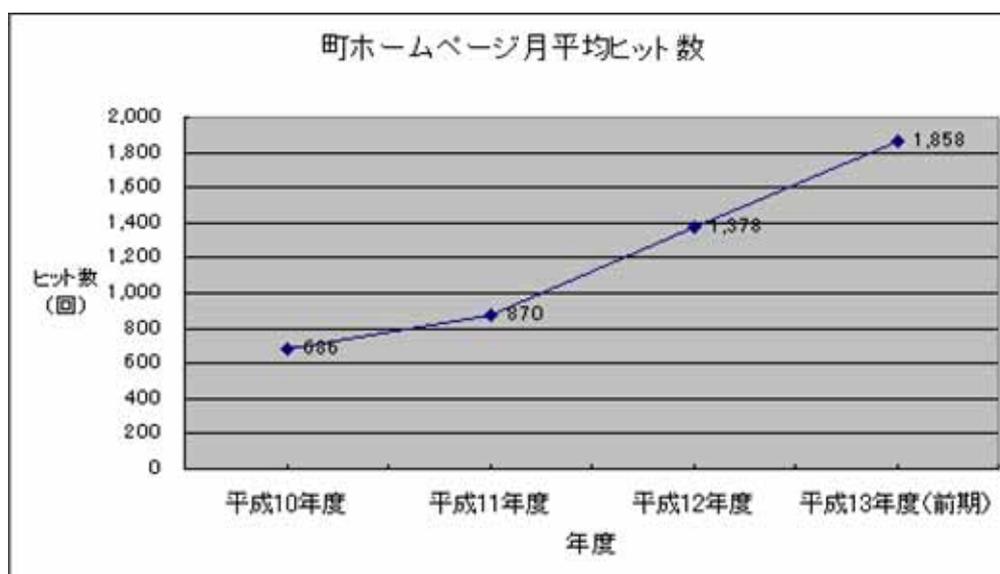
推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・検討委員会による検討		←	→

(3) ホームページの充実

平成10年10月の開設以来、町ホームページへの関心は高まり、*コンテンツの充実が求められています。その要求に対応するため、ホームページの各課での作成など内容の充実や、速報性を活かした情報提供に積極的取り組みます。また、広く普及している携帯型端末への行政情報の提供も充実していきます。

現状では、「広報みずほ」の原稿をもとに大部分を民間会社に定期更新を依頼していますが、今後は職員がホームページ作成の技術を身につけ、随時更新できる体制を整えます。

一方、図書館の蔵書検索や公共施設予約システム等の構築、また「町長への手紙」の電子メール版など、双方向性を活かしたシステムの構築を進め、住民とのコミュニケーション・ツールとしても活用していきます。また、行政情報に加え、産業情報などの民間情報等も含めた地域のポータルサイトを検討します。



計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度
・ ホームページ作成研修		←→	
・ 各課でホームページ原稿作成			←→
・ 「町長への手紙」電子メール版			←→

(4) グループウェアシステム

このシステムは、全庁内で情報の共有化をはかることを目的に構築され、平成 1 2 年 1 0 月より特別職、管理職及び庶務担当係長を対象に「庁内メール」や「電子掲示板」などの運用を開始しました。平成 1 3 年度にはパソコンが追加配備され、係長以上の職員が一人 1 台体制となりました。平成 1 4 年度には、パソコンの職員一人 1 台体制を確立することで、全職員がこのシステムを利用することが可能となり、全庁的な情報の共有化がはかられ、意志形成や事務事業の効率化等による住民サービスの迅速かつ的確な対応が可能となります。

今後の課題として、新しいメニューの追加や既存メニューの改良を進め、さらにホームページとの連携をはかることにより、公共施設の予約やグループウェア上の行政情報をインターネットにより住民が取得できるなど、行政情報の提供手段として発展させていきます。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度
・ パソコン配備	←→		
・ 既存メニューの検討、改良	←→		←→
・ 新メニューの検討、導入		←→	←→
・ ホームページとの連携検討		←→	←→

(5) 行政評価支援システム

行政評価を導入することにより「行政の透明性」「成果に基づく行政運営」「住民サービスの質の向上」「職員の意識改革」の実現が期待できます。

庁内ネットワークを利用し、*財務会計システム・*ファイリングシステム・*実施計画などの、評価に必要な*インプット資料や*アウトプット資料をシステム化することにより、行政評価に必要な客観的資料を効率的に収集することができます。

また、職員間の情報の共有化、住民へ情報公開の基礎資料として活用します。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討	←→		
・事業別予算への移行	←→		→
・行政評価システムと財務会計 システムの整合の検討		←→	→
・事務量増加の抑制をするため のシステムの検討		←→	→

(6) 統合型地理情報システム(GIS)

土地利用・防災・道路・固定資産管理・都市計画等に関する情報を各部署が共通に利用できるデータとして整備し、集中管理できるシステムを構築します。

これによって、統合的な情報の利活用が可能になるとともに、データ整備・更新に係るコストの削減が期待できます。また、空間データの共通化により、このデータを活用したきめの細かい住民サービスの実現につながります。

さらに、データを広域で流通させることで、新たな行政サービスの展開や、国及び民間データとの連携をはかることで国土空間データの形成が促進されるといった効果が期待されます。また、*クリアリングハウスの設置を行い、インターネットで住民への情報公開もはかります。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・各課の現状調査	←→		
・統合型GIS基本計画策定		←→	
・統合型GIS詳細計画策定		←→	
・共用空間データベースの構築		←→	→
・運用システムの構築(導入)			←→
・クリアリングハウス設置・公開			←→

(7) 文書管理システム

文書を「物」として管理する方法から、文書に記された「情報」をシステム上で処理・管理することで、次々と発生する大量の行政情報を電子化し、ネットワークを通じた行政情報の提供や行政手続きサービスの電子化の実現をはかる上で基盤となるシステムです。行政事務の効率化や情報公開などの迅速な対応が可能となります。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討			←→

(8) 会議録検索システム

現在、議会会議録は議会事務局及び図書館に備え、自由に閲覧可能となっています。しかし、閲覧等の依頼も多く、会議録をデータベース化してグループウェア及びホームページから検索・閲覧できるようなシステムを構築します。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討	←→		
・会議録検索システム導入		←→	←→
・議会ホームページの開設			←→

(9) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民票の写しの交付については住民登録をしている区市町村でなければ手続きができませんでしたが、全国一斉にこのシステムを構築することで、住民基本台帳カード（*ICカード）を提示すれば全国どこの区市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになります。

また、このICカードを活用することにより、住民票の写しの自動交付システムなど様々な住民サービスへの活用が期待されます。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・*コミュニケーションサーバ等の設置	←→	←→	
・一次稼働（平成14年8月）		←→	←→
・二次稼働（平成15年8月）			←→

(10) 戸籍の広域交付

戸籍に関する証明については、本籍が置いてある区市町村まで出向くか、郵送依頼しないと取得できませんでしたが、近隣市町村と連携をとることにより他市町村でも取得できるようなシステムを構築します。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・近隣市との調整(規約・協議書)	←→		
・広域交付開始		←→	←→

(11) 総合行政ネットワーク(LGWAN)

LGWANは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用をはかることにより、各地方公共団体と国の各省庁間の、情報交換手段確保のための基盤とすることを目的としています。このシステムを導入することにより通信経費の削減や業務の迅速化などの効果を上げることが期待されます。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・接続準備及び通信回線整備	←→		→
・LGWAN接続			←→

(12) 産業情報システム

インターネットを利用して、町内の農業従事者や商工業者及び住民(消費者)に産業情報の提供や事業者間の情報交換活動を支援するシステムの構築を検討します。

多様化する消費生活情報に対応するため、住民と事業者あるいは事業者相互の交流や情報交換を促進することで、地域産業の活性化が期待できます。また、このシステムは商工会などと連携して取り組む必要があります。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討		←→	←→

(13) 公共施設予約システム

インターネットを利用して、スカイホールの施設や体育施設、耕心館など公共施設の空き情報や予約、また、各種イベント等への参加申込みができるシステムを構築し、住民の利便性を高めつつ、事務の効率化をはかります。

このシステムの構築には、町ホームページやグループウェアシステムとの連携が必要です。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討		←→	
・システム構築・運用			←→

(14) 図書館ネットワークシステム

インターネットを利用して、図書館及び各図書室の蔵書や貸し出し情報を自宅に居ながら検索できるシステムを構築します。また、段階的に予約までできるシステムに発展させ、さらなる住民の利便性をはかります。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討	←→		
・システム機器入替え		←→	
・通信回線整備		←→	
・システム構築			←→

(15) 総合福祉システム

福祉制度の変革、障害者(児)ニーズの多様化のなかで、平成14年度より精神保健福祉業務、平成15年度より知的障害者(児)事業が東京都から移管され、また、措置から契約制度への変更など、福祉行政は一層事務の効率化が求められます。これらに対応するため、的確な個人データの把握、障害者(児)にわかりやすい制度説明(音声対応・拡大文字の利用)や災害時に備えた障害別個人リスト等の作成などのシステムを構築し、迅速で的確なサービスを提供します。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・調査・検討	←→		
・関連課との調整		←→	
・システム導入・運用		←→	←→

(16) 厚生労働行政総合情報システム(WISH)

厚生労働省と地方公共団体等関係機関との間に専用のネットワークシステムを構築し、これらの間の情報交換機能及び情報提供機能の基盤を整備すること、並びにこの基盤上に構築される個別システムを集合化することにより、情報通信及び情報処理体系の整合性及び効率性を確保することを目的としています。当町においても、福祉、高齢福祉、保健課にまたがる国の情報をリアルタイムで得ることが可能となります。

また、将来このシステムは総合行政ネットワーク(LGWAN)に移行される予定です。

計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・接続準備及び通信回線整備	←→		
・システム運用		←→	→

第5章 情報通信基盤の整備

1 情報通信インフラの整備・活用

前章の具体施策や地域情報化を推進するためには、町の情報通信インフラの整備・活用を早急に進める必要があります。町の情報通信インフラは徐々に整いつつありますが、町内の大部分のインターネット利用環境は電話回線（アナログ・ISDN・ADSL）でのサービスを利用する以外になく、今後はCATV、さらには光ファイバーを利用した高速で安価な常時接続のインターネット、いわゆるブロードバンドインターネット環境の誘致・整備を民間企業に働きかけます。

これらを整備することにより、住民それぞれのニーズにあった通信回線を利用することが可能となります。

（１）CATV

CATVは多チャンネル放送などの娯楽的要素が強いメディアですが、インターネットの通信メディアとしても注目されています。

町に隣接する自治体においては既にCATV網が整備されています。これらは、それぞれの隣接自治体で異なる3社のエリアを形成しています。町としては、新たにCATV会社を設立したり、新規参入のCATV会社を誘致するより、既存企業を誘致した方がコストや供用開始期間短縮の面で有利と考えられます。利用料、通信速度、将来安定性等考慮した上で企業を選定し、早期にCATV網の整備をする必要があります。

（２）ADSL

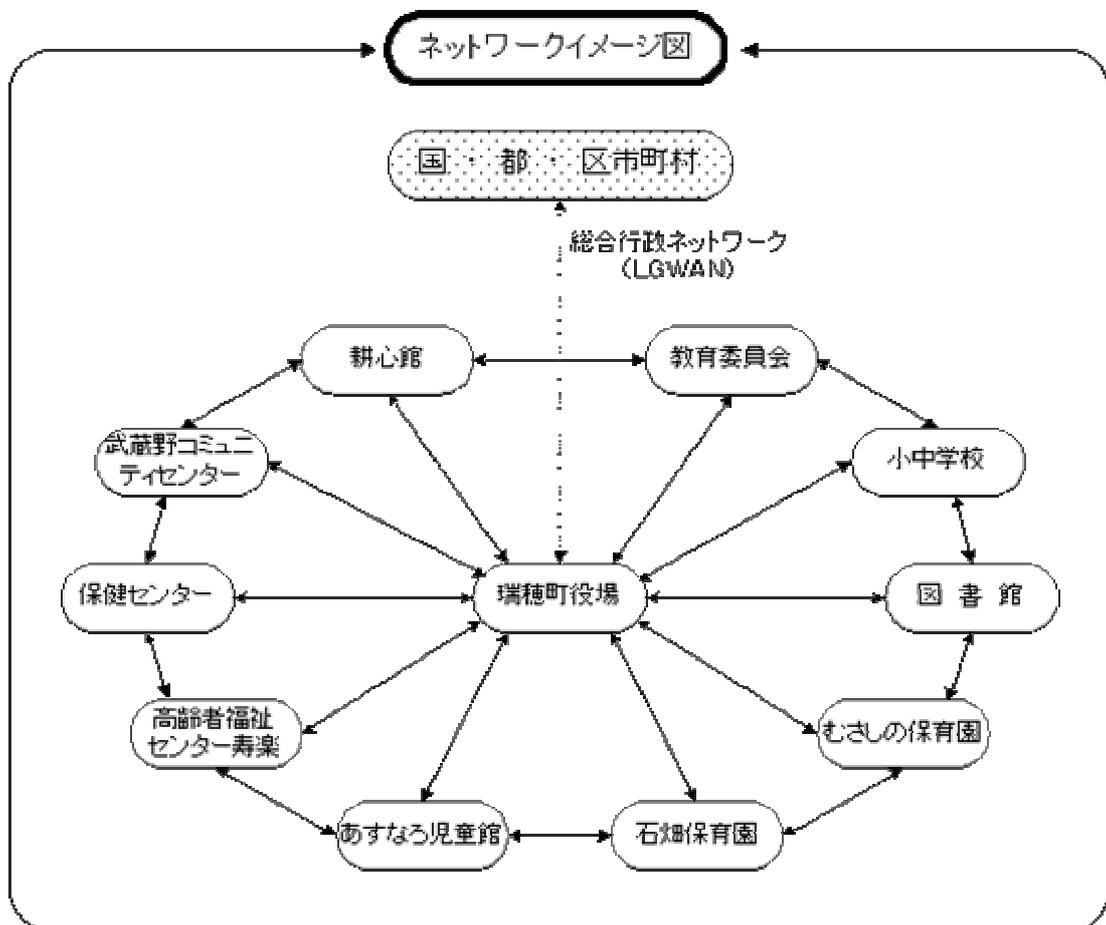
ADSLについては、平成13年9月の時点で町の大半が供用開始エリアとなりました。また、複数社のADSL等の進出がみられ、利用料、サービス面等において競争原理が持ち込まれ、住民や町にとってより有利な環境が整いつつあります。

（３）光ファイバー

光ファイバーについては、国の「e-japan戦略」達成には不可欠であり、ブロードバンド時代をになう「本命」といわれています。すでに国道などの幹線については布設が完了していますが、普及は都心部が優先され、エリア拡大が遅れているのが現状です。町においても、都営住宅の一部地域で布設が始まっていますが、エリア拡大が遅れているのが現状です。町としても通信事業者にエリア拡大を要請していきます。

2 地域情報化拠点の整備

住民に身近な地域情報化を進めるうえで、拠点となる施設の整備が不可欠です。町には各所に公共施設があり、これらを情報化の拠点として位置づけ、ネットワークを構築します。すでにネットワークが構築されている施設についても、より高速で安価な通信回線が利用可能となっており、見直す必要があります。さらに、だれもが利用できる開放端末を設置し、行政情報の提供や予約申込み、各種手続き等のサービスなど、行政サービスの高度化・迅速化をはかります。



第6章 地域情報化の推進

1 推進体制

(1) 全町的な推進体制

情報化の進展によって、住民が情報機器を利用する機会が一層多くなることが考えられます。今後これら機器やソフトウェアを活用するにはITに関する知識と理解を得るため、適切な学習の機会が必要となります。平成13年4月より国の事業として、町でもIT講習会を開催しています。この事業では、多くの住民がインターネットなどを体験することで関心が高まり、情報化の推進が期待されます。この講習会終了後も生涯学習講座として講習会を継続的に開催し、住民のITに関する知識や能力の向上に努めます。

一方、高齢者や障害者には、情報通信の*アクセシビリティを確保することが不可欠です。公共施設等に設置する開放端末などについては、ユニバーサルデザインによる環境の実現をはかるとともに、IT機器の利用を総合的にサポートする人材をボランティア等により確保し、*情報リテラシーの向上をはかる必要があります。また、高齢者福祉センターなどでのパソコン講座等にも力をいれていきます。

町内の小・中学校のパソコン教育にも力をいれていきます。各学校それぞれがホームページを開設するなど情報化に対する意識も高く、今後ますますその知識を深められるよう、国が示す「ミレニアム・プロジェクト」の「教育の情報化」プロジェクトに沿った整備計画を尊重し、環境を整えていきます。

(2) 庁内推進体制

地域情報化をはかっていく上で、庁内LANの整備や職員一人1台体制のパソコン配置など、情報システム基盤などの環境整備とともに、IT機器を活用してより効率的に情報化を推進していく職員の意識や活用能力の向上が不可欠です。そのため、パソコンの導入時に操作研修を行うだけでは不十分であり、ワープロや表計算は言うまでもなく、データベースやグループウェア活用研修、ホームページ作成研修等も積極的に導入するなど、体系的なIT研修を継続して実施していきます。

また、全庁的な情報化の調整をはかるため、「情報化推進委員会」を情報化推進に関する検討機関と位置づけ、計画の調整や見直しを進めます。

さらに、全職員がパソコンや*アプリケーションソフトを使いこなし、業務を改善するためには、身近なところにITを指導、推進する人が必要となります。そのため、各課内に最新情報技術と行政実務経験をもつ「情報化推進協力員」を配置します。「情報化推進協力員」は所属課職員の情報リテラシーの向

上や、新規業務開発等の要望の吸い上げを行なうなど、IT化を円滑に推進するために非常に重要な役割を担います。

IT機器は、あくまでも道具にしか過ぎず、職員一人ひとりが高度利用し、住民サービスの改善や効率化、さらに住民とのコミュニケーション・ツールとして活用しなければなりません。

2 推進にあたっての留意事項

(1) 誰もが利用しやすいシステムづくり

地域情報化システムは、他の情報システムと同様、利用者ニーズに基づいたものでなければなりません。そのため、各システムの計画策定、実施段階のすべてにおいて、住民ニーズを十分に把握し、その実現をはかるようなシステムの構築と運用に努めます。

また、これまでの情報システムがおおむね、職員が利用するシステムであったのに対し、住民が直接利用することを前提として、誰もが使いやすくしなければなりません。

さらに、メディアの多様化が進行するなかで、データの重複管理を避け、整合性を保つために、情報の一元管理とデータ変換の技術を活用し、住民のニーズに合わせた様々なメディアでの提供に努めなければなりません。

これらのことから、特に次の点について配慮しながら、システムの構築と運用をはかります。

(ア) 使用の容易性

操作や画面など、高齢者や障害者にも使いやすい、機器やシステムであること。

(イ) アクセスの容易性

パソコン等により、家庭や職場などあらゆる場所からアクセスできること。

公共施設への開放端末の設置により、住民が容易に利用できること。

電話やFAXなどの普及度の高いメディアの活用もはかること。

(ウ) 情報内容の総合性

町に関する情報の総合的な提供手段になること。

新たな住民ニーズに迅速に対応できること。

(エ) データの一元化と提供手段の多重化

情報やデータが一元的に管理されていること。

多様なメディアが利用可能であること。

(2) 費用と効果

町ではこれまでも行政事務の効率化を推進するため、情報システムの導入をはかってきました。その効果として職員定数の抑制や超過勤務時間、臨時職員の削減等の効果を上げてきました。

今後の地域情報化システムの推進に際しては、システム構築時のコストだけでなく、ランニングコスト、データや機器の更新の経費にも特に考慮し、投下費用に対して高い効果を上げなければなりません。

また、利用する住民にも、受益者負担の原則から、一定の負担が生じることとなりますが、費用対効果を十分に考慮したシステムの構築に取り組みねばなりません。

費用としては、情報システム機器の購入やシステム開発費等の構築経費と機器やデータ更新などの保守等の運用経費がかかりますが、これらの経費を最小限に抑えるため、市販のアプリケーションソフトを活用したシステムの積極的な導入、価格が低下したパソコンを中心としたシステム構成、データ入力方法の簡便化、コストの低い通信回線の選択等を基本とします。また、運用管理の容易性(経費、手間、システム間の統合性)にも十分配慮します。

効果については、最終的に住民が高い満足度を得られることが必要であり、そのための状況把握や内容分析を継続的に行い、システムの運用に反映させることとします。

また、地域情報化に関するシステムの構築にあたっては、財源として国、東京都等の補助制度を十分検討し、活用することで住民の負担軽減をはかります。

(3) 環境への配慮

IT機器の発達と利用の拡大に伴い、機器更新により廃棄される機器や電力消費量、用紙の使用等に関して、環境面での配慮が必要となります。

そのため、機器の更新サイクルをできるだけ長くし、利用目的によっては部品交換等に対応するなど、延命措置をはかります。また、不使用時には電源切断を徹底するとともに、消費電力の低い機器の導入を進め、電力消費量の削減をはかります。

循環型社会づくりの観点からも、情報システムの高度化・ネットワーク化を推進し、ペーパーレス化をはかるとともに、100%リサイクルペーパーの利用等を進めます。

(4) 情報システムの安全対策

情報通信システムの利用が拡大し、産業活動や社会活動に浸透するにつれて、コンピュータシステムの障害や機能停止、不正なデータ利用・データ破壊などの防止策を検討し、情報通信システムの安全性を確保することが重要な課題となっています。

また、インターネットや*イントラネットの利用がこれまでの組織による仕事や情報の流れを大きく変革しており、これらに対応するネットワークの利用に関する新たなルールづくりが必要となります。

情報システムの安全性の確保は、いわゆるハッカーなどの不正アクセスや*コンピュータウイルスなどに対するセキュリティ対策とハードウェアや通信ネットワーク、ソフトウェアなどの障害対策が挙げられます。これらの対策の実施にあたっては、通産省(現経済産業省)で制定している「不正アクセス対策基準」、「コンピュータウイルス対策基準」、「情報システム安全対策基準」等をもとに、町における情報通信システムの安全対策基準を制定します。

一方、外部への情報漏洩にも留意しなければなりません。職員のデータ持ち出し防止や、廃棄するパソコンについても保存データの削除を徹底します。

(ア) セキュリティ対策

情報システムに対する不正アクセスを防止するため、ユーザーID、パスワード等による適切な管理を行います。また、今後、基幹的なメディアになると予想されるインターネットについては、外部からの不正アクセスを防止するための措置や、データの暗号化を実施して情報の保護を行います。

また、近年被害が急増しているコンピュータウイルスの被害を防止するために、ウイルス駆除用ソフトを全ての*クライアントにインストールして、ウイルスの被害を防いだり、外部からの不用意なデータの持ち込み等を防止するための管理基準を制定し、徹底をはかります。

(イ) インターネット等利用のガイドライン

インターネットやイントラネットの利用拡大に伴い、予想される問題を未然に防ぐためのガイドラインを制定する必要があります。イントラネットについては既に「庁内ネットワーク運用管理規程」が定めてあり、これを徹底します。インターネットについては今後、国や都などへの手続きが電子化するなど接続個所の増加が見込まれるため、適切な運用をはかるための規程等を早急に整備します。

(ウ) 労働衛生対策

IT機器の普及に伴い、今後は職員がパソコンの画面に向かって行う作業が増加するとともに、事務作業の形態も長時間の一定姿勢等変化していくものと予想されます。このため、職員の健康面の悪影響を避けるために、*V

D T管理基準など安全面の措置を徹底するとともに、作業環境を含めた幅広い健康管理対策が必要です。

(エ) 個人情報保護対策

行政において情報公開の動きが盛んである一方、住民の個人情報には最大限の配慮が必要であり、個人情報保護対策に努めます。特に、ネットワーク化の進展に伴い、情報システムによる個人情報が広範囲にわたって取り扱える環境が整備されてきました。防止策として個人情報の漏洩を防止するための仕組みづくりや守秘義務の遵守を徹底するとともに、早急に個人情報保護条例制定に取り組みます。

(5) データの整理

現在、町が保有しているデータは、紙ベースのアナログ情報とデジタル情報に分けられます。アナログ情報のデータ整理については、ファイリング基準に沿って既に整理され、データ保存性と検索機能を高めています。しかし、庁内LANが構築され、これから職員個別にコンピュータが配備されると、大量のデジタルデータの発生が予想されます。行政情報の原本をアナログとするのかデジタルとするのか、事務事業別に検討して体系化することが必要となります。また、コンピュータ内のデータ保存・管理についても十分に調整することが必要となります。

(6) 知的所有権

町が作成したプログラムやデータベース等については、知的所有権としてこれらの財産を保護する必要があります。例えば、システム開発を外部の業者に業務委託する場合には、その委託契約書に、プログラム等の所有権（著作権）を明確にするとともに、プログラム等の使用許諾や複製、改造等についての取扱いを、著作権法等に基づいて適正に行うよう留意します。

一方、ソフトウェア*ベンダー等の著作したプログラムやデータベース等についても、知的所有権を侵害しないように注意する必要があります。

以上のような知的所有権に関する取扱いについては、研修等を通して職員に周知徹底します。

参 考 资 料

用語解説

あ

ICカード

ICチップが埋め込まれたカード状デバイスの総称。具体的な製品の形状やサイズにはさまざまな種類がある。

ISDN

音声を含めた通信データをすべてデジタルで転送する電話回線のこと。通常のアナログ回線に比べて、高速で安定した通信が可能。

アイデンティティ

主体性、個性。

アウトプット資料

行政活動の結果であるサービスの提供及び資源などの総量又は効果を示す資料。

アクセシビリティ

施設・設備などの利用しやすさを意味する。

アプリケーションソフト

何か用途のために利用するソフト。文書を作る、通信する、絵を描くといった目的を実現するためのソフトウェア。

e-japan 戦略

国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応し市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備していく計画。

イントラネット

インターネットの技術を使った業務系ネットワークシステム。

インプット資料

行政活動に対し、使用したお金や、資材、作業に要した時間などの資源の投入する資料。

ADSL

既存の電話回線を利用するが、音声電話に使用しない高い周波数を利用することで、高速のデータ通信を可能にする技術。

OA化

事務処理を自動化するためにコンピュータを導入して、文書作成や会計処理などの業務の効率化をはかること。

か

クライアント

コンピュータ関連では、一般に何らかのサービスを提供する側を「サーバー」、これに対しサービスを提供される側を「クライアント」と呼ぶ。

クリアリングハウス

電子化された地図等の地理情報を保有し、地理情報の利用に必要な情報をサーバーを通じて公開する仕組み。

グループウェアシステム

ネットワークを利用して、情報の共有化や円滑なコミュニケーションを実現し、グループ作業の効率化や生産性の向上をはかるためのソフトウェア。電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、会議室・公用車予約などの作業をネットワーク上で管理、推進できる仕組み。

CATV

Cable Television の略。ケーブルテレビのこと。もともとは共同受信アンテナ・テレビジョン (Community Antenna Television) の略で特定の地域内で番組を配信するシステム。

コミュニケーションサーバー

通信機器などを共有資源として各クライアントに提供するサーバー。

コンテンツ

「contents」は「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。

コンピュータウイルス

正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラムの一種。

さ

財務会計システム

庁舎内外に接続されているネットワークを利用して、各課・局・館がパソコンにより予算の要望や調整、執行するための伝票の起票、収入・支出の執行管理を行うシステム。正確で迅速な予算執行管理が可能。

実施計画

基本計画(基本構想に示した将来都市像や基本目標などの実現に向けた各種の施

策を体系化し、施策の内容を明らかにしたもの)に定めた施策を効果的に選択し、実施すべき具体的事業を年次別の行財政計画として具体化したもの。計画期間は3年間であり、毎年度、調整を行う。

住民基本台帳ネットワーク(システム)

住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、その住民票コードを基に、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関などに対する本人確認情報の提供を行うため仕組み。

情報リテラシー

デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワークの活用能力、及びそれらを使いこなしてコミュニケーションする能力。

た

地上デジタル放送

近くの放送局から発信され、ゴースト(画面の二重写り)や雑音の少ない美しい映像で提供され、地域に密着したローカル情報をいつでも取り出せるなど、くらしに役立つ情報を発信。

デジタルミュージアム

美術館等の文化施設の収蔵物や記録をデジタル化してデータベースに蓄積し、インターネット上で公開することで仮想のミュージアムを構築する構想。利用者は、自宅にいながら、各文化施設の収蔵物等を検索したり、観覧できるようになる。

電子都庁推進計画

都政の広範な業務にITを効果的に取り入れることにより、都民サービスの向上、分かりやすい都政、事務のスリム化、それを支える情報基盤の整備をはかることを目指す計画。

統合型地理情報システム(GIS)

多様な情報を地図上に重ね合わせ、デジタル処理によって多種多様な分析や表示結果を迅速に提供するシステム。計画策定や情報公開の支援、埋設物の管理などに利用されている。

は

パートナーシップ

住民活動は協働であることから、各団体・住民がそれぞれ対等な関係に立ち、双方が責任の主体になること。

バリアフリー

障害者や高齢者など生活や活動を妨げるような、ハード面、ソフト面での障壁(バ

リア)を取り除くこと。

汎用コンピュータ

広い範囲のすべての問題を解くプログラムを実行できるように設計されている大型コンピュータの総称。

光ファイバー

ガラス繊維でできたケーブルで、光通信の伝送路に使う。一般の電話線に使われている銅線と比べてデータの減衰がなく、大量のデータを高速に転送できる。

ファイリングシステム

文書を私物化せず組織のものとし、効率的に検索、保存、廃棄するシステム。

VDT

VDTとは、画像を表示する端末装置。パソコンのディスプレイを指し、VDTを使った長時間の作業により、目や体や心への影響が心配されている。

ベンダー

「売り主」の意味から、ハードウェアやソフトウェアを供給するメーカーや販売業者のこと。

ポータルサイト

「玄関」という意味であり、ある情報についての玄関としての機能を果たすホームページのこと。

ま

マルチメディア

デジタル技術を利用して画像、音声など、複数のメディアをミックスした複合メディアのこと。

瑞穂町第3次長期総合計画

瑞穂町が「人と自然が織りなすまち みずほ ～快適な生活環境をめざして～」と掲げ、「人」と「自然」を活かしたまちづくりを進めていく長期総合計画。

ミレニアム・プロジェクト

電子申請や電子入札など、政府と民間の間の行政手続等をインターネットを利用し、電子政府の基盤を構築していく計画。

や

ユニバーサルデザイン

だれもが快適に利用できる製品や機能などのデザイン。

ら

LAN (庁内LAN)

Local - Area - Networkの略。同一建物内、あるいは同一敷地内などの比較的狭い地域でサーバーやパソコンなどの各種コンピュータを結んだ構内の情報ネットワークシステム。

わ

ワンストップサービス

1つの窓口の手続きで複数の事務処理が終了する申請手続きなどのサービス。

瑞穂町地域情報化計画

平成14年2月

発行 瑞穂町情報課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

042-557-0531